

平成 28 年 4 月 6 日

ご投資家の皆様へ

野村アセットマネジメント株式会社

「野村新中国株投資」の基準価額に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社運用の投資信託「野村新中国株投資」（以下、当ファンド）は、純資産総額の概ね 20%～40%程度を、「ノムラ新中国 A 株マザーファンド」（以下、マザーファンド）を通じて上海証券取引所および深セン証券取引所の A 株市場に上場している株式等へ実質的に投資を行います。

今般、マザーファンドの運用委託先である BNP パリバ インベストメント・パートナーズ株式会社より、下記の通り、主要投資対象である外国投資法人「BNP パリバ フレキシ―Ⅲ チャイニーズ・エクイティ A クラス I」（以下、外国投資信託証券又は外国投資法人）において、中国のキャピタルゲイン課税等に係る引当金の一部繰戻され、外国投資信託証券の純資産価格の上昇要因となる可能性がでてきた旨の連絡を受けました。

平成 28 年 4 月 4 日現在、当ファンドは、マザーファンドを通じて当該外国投資信託証券を純資産総額の約 30%組入れておりますので、当ファンドの基準価額の上昇要因となる可能性がでてきておりますので、ご案内申し上げます。

また、外国投資法人の純資産価格は現地ルクセンブルクで計算されておりますので、当ファンドの基準価額計算においてはその翌日に反映されます。

外国投資信託証券において、現時点では、金額、スケジュール等は確定していないとのことですので、確定次第ご案内させていただきます。

上記の状況をご勘案の上、ご換金の際には十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

なお、中国税当局のキャピタルゲイン課税導入に対応して積み立てていた引当金と中国税当局に支払うべき納税額との間で調整が生じる可能性により、外国投資法人の純資産価格の調整が生じ受益者間の公平性が損なわれる可能性があるため平成 27 年 3 月 12 日以降、外国投資信託証券の買い付けは停止された状況で、当ファンドも同様に買い付けは停止となっております。

敬具

記

外国投資信託証券におきましては、平成26年11月までの期間について、キャピタルゲインに対する税金の支払い義務が発生する可能性があったため、引当金を計上しておりましたが、この度、中国当局に対する納税額が引当金の額を下回る可能性が高いとの連絡を受けました。つきましては、引当金の剰余分が外国投資信託証券に繰戻され、外国投資信託証券の純資産価格の上昇要因となる可能性がでてきました。

現時点では、金額、スケジュール等は確定しておりませんので、確定し次第ご報告させていただきます。

以上